

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第12号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第5（第2条第5項関係）	
種類	額
(略)	
法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置許可申請に対する審査手数料	160,000円
<u>法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の認定申請に対する審査手数料</u>	<u>27,000円</u>
法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率の許可申請に対する審査手数料	160,000円
法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率の許可申請に対する審査手数料	33,000円
<u>法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率の許可申請に対する審査手数料</u>	<u>33,000円</u>
法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料	33,000円
(略)	
法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さの認定申請に対する審査手数料	27,000円
<u>法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの許可申請に対する審査手数料</u>	<u>160,000円</u>
法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可申請	160,000円

に対する審査手数料		円
(略)		
法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料		27,000円
法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さの許可申請に対する審査手数料		160,000円
法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の許可申請に対する審査手数料		160,000円
(略)		
法第86条第1項の規定に基づく一団地の建築物の特例認定申請に対する審査手数料	建築等をする建築物の数が2以下である場合	78,000円
	建築等をする建築物の数が3以上である場合	78,000円に2を超える <u>建築等をする建築物の数</u> に28,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請に対する審査手数料	建築等をする建築物の数が1である場合	78,000円
	建築等をする建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を超える <u>建築等をする建築物の数</u> に28,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条第3項の規定に基づく総合的設計による一団地	建築等をする建築物の数が2以下である場合	220,000円

<p>の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請に対する審査手数料</p>	<p><u>建築等をする建築物</u>の数が3以上である場合</p>	<p>220,000円に2を超える<u>建築等をする建築物</u>の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請に対する審査手数料</p>	<p><u>建築等をする建築物</u>の数が1である場合</p>	<p>220,000円</p>
	<p><u>建築等をする建築物</u>の数が2以上である場合</p>	<p>220,000円に1を超える<u>建築等をする建築物</u>の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の<u>建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請</u>に対する審査手数料</p>	<p><u>建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る。）</u>の数が1である場合</p>	<p>78,000円</p>
	<p><u>建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る。）</u>の数が2以上である場合</p>	<p>78,000円に1を超える建築物（<u>一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る。）</u>の数に28,000円を乗じて得た額</p>

		を加算した額
法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等許可申請に対する審査手数料	建築物（一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等をするものに限る。）の数が1である場合	220,000円
	建築物（一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等をするものに限る。）の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物（一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等をするものに限る。）の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(略)		

改正前	
別表第5（第2条第5項関係）	
種類	額
(略)	
法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第8	160,000

8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置許可申請に対する審査手数料		円
法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率の許可申請に対する審査手数料		160,000円
法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率の許可申請に対する審査手数料		33,000円
法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料		33,000円
(略)		
法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さの認定申請に対する審査手数料		27,000円
法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可申請に対する審査手数料		160,000円
(略)		
法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料		27,000円
法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の許可申請に対する審査手数料		160,000円
(略)		
法第86条第1項の規定に基づく一団地の建築物の特例認定申請に対する審査手数料	建築物の数が2以下である場合	78,000円
	建築物の数が3以上である場合	78,000円 に2を超える建築物の 数の2乗を乗じて得た額 を加算した額
法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特	建築物(既存建築物を除く。)の数が1である場合	78,000円
	建築物(既存建築物を除く。)の	78,000円

例認定申請に対する審査手数料	数が2以上である場合	に1を超える <u>建築物</u> （既存建築物を除く。）の 数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条第3項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請に対する審査手数料	<u>建築物</u> の数が2以下である場合	220,000円
	<u>建築物</u> の数が3以上である場合	220,000円に2を超える <u>建築物</u> の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請に対する審査手数料	<u>建築物（既存建築物を除く。）</u> の数が1である場合	220,000円
	<u>建築物（既存建築物を除く。）</u> の数が2以上である場合	220,000円に1を超える <u>建築物（既存建築物を除く。）</u> の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請に対する審査手数料	<u>建築物（一敷地内認定建築物を除く。）</u> の数が1である場合	78,000円
	<u>建築物（一敷地内認定建築物を除く。）</u> の数が2以上である場合	78,000円に1を超える <u>建築物（一敷地内認定建築物を除く。）</u> の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

		く。)の数に2 8,000円を 乗じて得た額を 加算した額
法第86条の2第2項の規定 に基づく一敷地内認定建築物 又は一敷地内許可建築物以外 の建築物の建築許可申請に対 する審査手数料	建築物(一敷地内認定建築物又は 一敷地内許可建築物を除く。)の 数が1である場合	220,000 円
	建築物(一敷地内認定建築物又は 一敷地内許可建築物を除く。)の 数が2以上である場合	220,000 円に1を超える 建築物(一敷地 内認定建築物又 は一敷地内許可 建築物を除く。)の 数に28,0 00円を乗じて 得た額を加算し た額
(略)		

改正後		
別表第7(第4条第1項関係)		
種類		額
都市低炭素 化促進法第 53条第1 項の規定に 基づく低炭 素建築物新 築等計画の 認定申請に	当該認定申請に係る低 炭素建築物新築等計画 が、都市低炭素化促進法 第54条第1項各号に 掲げる基準又はこれと 同等の基準に適合する ものとして市長が別に 定める方法により技術	(略)

に対する審査 手数料	的審査を受けたもので ある場合					
	<u>その他の 場合</u>	<u>申請に係る 低炭素建築 物新築等計 画が、都市 低炭素化促 進法第54 条第1項第 1号の規定 に基づき定 められた簡 易な評価方 法であって 市長が別に 定める方法 により評価 されたもの である場合</u>	<u>共同 住宅 等</u>	<u>住戸 部分</u>	<u>1棟の総戸数 が5以下のもの</u>	<u>35,300 円</u>
					<u>1棟の総戸数 が6以上10 以下のもの</u>	<u>51,200 円</u>
					<u>1棟の総戸数 が11以上2 5以下のもの</u>	<u>73,600 円</u>
					<u>1棟の総戸数 が26以上5 0以下のもの</u>	<u>111,10 0円</u>
					<u>1棟の総戸数 が51以上1 00以下のもの</u>	<u>168,10 0円</u>
					<u>1棟の総戸数 が101以上 200以下の もの</u>	<u>239,50 0円</u>
					<u>1棟の総戸数 が201以上 300以下の もの</u>	<u>309,50 0円</u>
					<u>1棟の総戸数 が301以上 のもの</u>	<u>352,10 0円</u>
	<u>上記以外の</u>	一戸建ての住宅	(略)			

		<u>評価方法により評価されたものである場合</u>	共同住宅等	(略)		
			非住宅建築物			
都市低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料	当該認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合		(略)			
	<u>その他の場合</u>	<u>申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市低炭素化促進法第54条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法</u>	共同住宅等	<u>住戸部分</u>	<u>1棟の総戸数が5以下のもの</u>	<u>18,600円</u>
					<u>1棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>23,700円</u>
					<u>1棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>39,600円</u>
					<u>1棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>60,400円</u>
					<u>1棟の総戸数が51以上1</u>	<u>92,700円</u>

		により評価されたものである場合		00以下のもの	
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	133,500円
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	172,100円
				1棟の総戸数が301以上のもの	176,000円
		上記以外の評価方法により評価されたものである場合	一戸建ての住宅	(略)	
			共同住宅等	(略)	
			非住宅建築物	(略)	
備考 (略)					

改正前		
別表第7（第4条第1項関係）		
種類		額
都市低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭	当該認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準	(略)

素建築物新築等計画の認定申請に対する審査手数料	又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合			
	<u>その他の場合</u>	一戸建ての住宅	(略)	
		共同住宅等	(略)	
都市低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料	当該認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)		
		<u>その他の場合</u>	一戸建ての住宅	(略)
			共同住宅等	(略)
		非住宅建築物	(略)	

備考

(略)

改正後

別表第8 (第5条第1項関係)

種類		額		
(略)				
建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料(新たに棟を加える変更を行う場合を含む。)	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)		
	その他の場合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第35条第1項第1号の規	一戸建ての住宅	
			18,700円	
		共同住宅等	住戸部分	総戸数が5以下
				35,300円
				総戸数が6以上10以下のもの
				51,200円
総戸数が11以上25以下のもの				
73,600円				
総戸数が26以上50以下のもの				
111,100円				
総戸数が51				
168,100円				

		<u>定に基</u> <u>づき定</u> <u>められ</u> <u>た簡易</u> <u>な評価</u> <u>方法で</u> <u>あって</u> <u>市長が</u> <u>別に定</u> <u>める方</u> <u>法によ</u> <u>り評価</u> <u>された</u> <u>もので</u> <u>ある場</u> <u>合</u>		<u>以上100以</u> <u>下のもの</u>	<u>0円</u>
				<u>総戸数が10</u> <u>1以上200</u> <u>以下のもの</u>	<u>239,50</u> <u>0円</u>
				<u>総戸数が20</u> <u>1以上300</u> <u>以下のもの</u>	<u>309,50</u> <u>0円</u>
				<u>総戸数が30</u> <u>1以上のもの</u>	<u>352,10</u> <u>0円</u>
		<u>上記以</u> <u>外の評</u> <u>価方法</u> <u>により</u> <u>評価さ</u> <u>れたも</u> <u>のであ</u> <u>る場合</u>	一戸建ての住宅	(略)	
			共同 住宅 等	(略)	
			非住 宅建 築物	(略)	
建築物省エ ネ法第36 条第1項の 規定に基づ く建築物エ ネルギー消 費性能向上	当該認定申請に係る建 築物エネルギー消費性 能向上計画が、建築物 省エネ法第35条第1 項各号に掲げる基準又 はこれと同等の基準に 適合するものとして市		(略)		

計画の変更 の認定申請 に対する審 査手数料 (新たに棟 を加える変 更を行う場 合を除く。)	長が別に定める方法に より技術的審査を受け たものである場合					
	<u>その他の場 合</u>	<u>申請に 係る建 築物エ ネルギ ー消費 性能向 上計画 が、建 築物省 エネ法 第35 条第1 項第1 号の規 定に基 づき定 められ た簡易 な評価 方法で あって 市長が 別に定 める方 法によ り評価 された もので</u>	<u>一戸建ての住宅</u>		<u>9, 800円</u>	
			<u>共同 住宅 等</u>	<u>住戸 部分</u>	<u>総戸数が5以 下のもの</u>	<u>18, 600 円</u>
					<u>総戸数が6以 上10以下の もの</u>	<u>23, 700 円</u>
					<u>総戸数が11 以上25以下 のもの</u>	<u>39, 600 円</u>
					<u>総戸数が26 以上50以下 のもの</u>	<u>60, 400 円</u>
					<u>総戸数が51 以上100以 下のもの</u>	<u>92, 700 円</u>
					<u>総戸数が10 1以上200 以下のもの</u>	<u>133, 50 0円</u>
					<u>総戸数が20 1以上300 以下のもの</u>	<u>172, 10 0円</u>
					<u>総戸数が30 1以上のもの</u>	<u>176, 00 0円</u>

		ある場合			
		上記以外の評価方法により評価されたものである場合	一戸建ての住宅	(略)	
			共同住宅等	(略)	
			非住宅建築物	(略)	
(略)					
備考 (略)					

改正前					
別表第 8 (第 5 条第 1 項関係)					
種類			額		
(略)					
建築物省エネ法第 3 4 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料 (新たに棟を加える変更を行う場	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)			
	その他の場合	一戸建ての住宅	(略)		
		共同	(略)		

合を含む。)		住宅等	
		非住宅建築物	
建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料（新たに棟を加える変更を行う場合を除く。）	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)	
	その他の場合	一戸建ての住宅	(略)
		共同住宅等	(略)
	非住宅建築物		
(略)			
備考 (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の四日市市建築基準法等関係手数料条例別表第5の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)